

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	浪江町道路整備事業（小熊田宮田線）（基金型）	事業番号	(1)-11-8
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(302,998 千円) 731,455 (千円)		全体事業費	(808,598 千円) 731,455 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
現在町は、平成 29 年 3 月に一部避難指示が解除され、復興・復旧を加速的に進めているところであるが、その中で浪江町北産業団地整備事業は「浪江町復興まちづくり計画」で「雇用創出エリア」に位置づけられており、そのエリアから国道 6 号へのアクセス道路の整備により、「雇用創出エリア」としての機能向上を図ることで、住民の雇用促進を確保し、帰還促進を図る。					
事業概要					
本事業は、「浪江町復興まちづくり計画」で「雇用創出エリア」に位置づけられている浪江町北産業団地整備事業地内から、重要幹線である国道 6 号をつなぐアクセス道路の整備を行い、雇用創出エリアとしての機能を高める。					
<b>整備概要</b>					
町道小熊田宮田線 L=830.6m W=6.0m (10.0m) 浪江町北産業団地 ~ 国道 6 号線					
<b>各種計画</b>					
<浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）>					
P. 29 Ⅲ復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針					
(9) 双葉郡北部の復興拠点の整備					
P. 34 Ⅲ復興まちづくり方針 2 避難指示解除以降のまちづくり方針					
(6) 産業の再生・創出					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> 不動産鑑定、立木算定					
<平成 30 年度> 用地取得、物件補償、道路改築工事					
地域の帰還環境整備との関係					
この道路に連結する浪江町北産業団地整備事業地内は「雇用創出エリア」として、双葉郡北部の産業拠点として若い世代が期待を持てる産業創出の中心となる場所であり、アクセス道路の整備によって「雇用創出エリア」としての機能向上を図る。					
関連する事業の概要					
・浪江町北産業団地整備事業 A=6.3ha 本事業により道路を整備し接続させることによって、浪江町北産業団地整備事業地内にできる「雇用創出エリア」から国道 6 号へのアクセス道路となる。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1)-2-1
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	(17,526（千円）) 110,277（千円）	全体事業費	(17,526（千円）) 110,277（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備し、第 1 期分平成 29 年 7 月入居、第 2 期分平成 30 年 3 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。					
<事業の位置づけ>					
【浪江町復興計画（第一次）】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～32 年度>					
家賃の低廉化に要する費用の補助					
平成 29 年度 17,526 千円					
平成 30 年度 92,751 千円					
地域の帰還環境整備との関係					
当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。					
関連する事業の概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	78	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業		事業番号	(1)-3-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(2,353（千円）） 14,738（千円）		全体事業費		(2,353（千円）） 14,738（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。						
事業概要						
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備し、第 1 期分平成 29 年 7 月入居、第 2 期分平成 30 年 4 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低減を行う。						
<事業の位置づけ>						
【浪江町復興計画（第一次）】						
6. ふるさとを再生していくための取組み						
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備						
(2) 生活環境の整備、市街地の再生						
○町内復興公営住宅の早期設置						
・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます						
【浪江町復興まちづくり計画】						
Ⅲ 復興まちづくり方針						
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）						
(5) 住宅の確保						
③復興公営住宅の整備による住宅の確保						
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します						
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成 29 年度～32 年度>						
家賃の低減に要する費用の補助						
平成 29 年度 2,353 千円						
平成 30 年度 12,385 千円						
地域の帰還環境整備との関係						
当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。						

関連する事業の概要	
幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸計85戸の災害公営住宅を整備	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1)-6-1
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	(5,178 千円) 34,218 (千円)	全体事業費	(7,828 千円) 36,868 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備し、平成 29 年 9 月 11 日から入居となっており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。 <事業の位置づけ> 【浪江町復興計画（第一次）】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの） (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～32 年度> 家賃の低廉化に要する費用の補助 平成 29 年度 5,178 千円（当初） 7,828 千円（事業間流用後） 平成 30 年度 29,040 千円					
地域の帰還環境整備との関係					
当該事業に係る福島再生賃貸住宅整備地域は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる					

中心市街地域である。福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生が促進されるものである。

関連する事業の概要

幾世橋地区において80戸の福島再生賃貸住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	浪江町南産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-4
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(378,842 千円) 6,765,821（千円）		全体事業費	(378,842 千円) 6,765,821（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
福島第一原子力発電所の北側に低線量な地域と町の中心を有すること、常磐自動車道浪江インターの開通による首都圏や仙台圏へのアクセス向上等の優れた立地条件を活かした双葉郡北部の復興拠点としての役割を担い、新たな産業拠点整備をおこない、若い世代が将来に希望をもてる企業誘致、雇用の場の確保により地域経済の立て直しを図る。					
事業概要					
浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）に位置付けられている「雇用創出エリア」の実現に向けて、浪江町の基礎的条件、企業立地のポテンシャルや企業ニーズ等の把握をおこない、町が目指す産業集積との調整を図りながら浪江町南産業団地を整備する。 <浪江町復興計画【第二次】（平成 29 年 3 月）> 【計画編 P.45】 7 新たな産業と雇用の創出 【施策編 P.64】 (2) 先端的な事業・産業の誘致・創出  <浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）P.3> 3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図：雇用創出エリア					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29~30 年度>					
・ 用地取得 当該産業団地造成を実施するにあたり、用地の地権者説明・交渉・取得を実施する。					
・ 立木物件調査 立木物件補償算定の基礎となる調査を実施する。					
・ 立木物件補償 当該産業団地造成を実施するにあたり、立木・物件所有者に対し立木・物件補償を実施する。					
・ 渉外業務 用地取得に係る地権者の外国籍の相続人調査及び登記事務を実施する。					
・ 実施設計（第 1 工区） 基本設計の成果を基に、諸施設の計画設計・団地造成実施設計等を実施する。					
・ 造成工事（第 1 工区）					
<平成 31~32 年度>					
・ 実施設計（第 2 工区）					
・ 造成工事（第 2 工区）					



地域の帰還環境整備との関係
---------------

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。

関連する事業の概要
-----------

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税5年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の10~20%の税額控除、固定資産税等の課税特例)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
----------

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性
-----------

--